

令和6年度特定健康診査・特定保健指導変更委託契約書

令和6年4月1日付けをもって、地方職員共済組合ほか別紙委託元保険者一覧表に示す医療保険者（以下「甲」という。）と公益社団法人富山県医師会（以下「乙」という。）との間で締結した「令和6年度特定健康診査・特定保健指導変更委託契約書（契約番号：1）」のうち、「令和6年度実施機関一覧表」の一部を別紙のとおり変更する。

なお、その他の条項については、原契約のとおりとする。

甲及び乙は、この契約を証するため、本契約書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和6年7月1日

委託者（甲）

地方職員共済組合ほか930保険者

契約代表者

東京都千代田区平河町2-4-9

地方職員共済組合

理事長 関 博之

契約代理人

富山県富山市新総曲輪1-7

地方職員共済組合富山県支部

支部長 新田 八郎



受託者（乙）

富山県富山市黒崎33番地

公益社団法人富山県医師会

会長 村上美也子



令和6年度実施機関一覧表追加、変更一覧（4～6月分）

令和6年6月30日現在

NO	健診・保健指導機関番号 (半角数字)	医療機関名	郵便番号	所在地	電話番号	受託業務										区分 (変更理由)	
						特定健康診査					特定保健指導						
						実施形態※1		詳細項目※2			実施項目			受託単価			
個別健診	集団健診	貧血	心電図	眼底	チャレンジ	初回分割面接※3	動機付け支援	積極的支援	動機付け支援	積極的支援							
341	1610214361	とりた内科クリニック	933-0014	高岡市野村1830	0766-30-3363	○		○	○	△	○		○		14,666		動機付け支援金額記載漏れ
161	1610120055	医療法人富山城南病院	939-8272	富山県富山市太郎丸本町1丁目8番1	076-491-3366	○		○	○		○						4月 医療機関コードの確定
438	1610910612	たなか@クロスランドクリニック	932-0825	富山県小矢部市島294-1	0766-30-8260	○		○	○	△	○						4月 医療機関コードの確定、新規開業
25	1610710780	むらおかクリニック	938-0061	富山県黒部市生地神区370番地	0765-56-5166	○		○	○		○						4月 医療機関コードの変更
232	1610120048	医療法人社団八尾クリニック	939-2376	富山県富山市八尾町福島7-42	076-454-5000	○		○	○		○						4月 医療機関コード、医療機関名の変更
374	1610511006	白石整形外科医院	935-0031	富山県氷見市柳田2011-2	0766-91-5355	○		○	○		○			14,666		4月 医療機関コードの変更	
271	1611911452	姫野病院	934-0022	富山県射水市放生津町15-4	0766-84-0055	○		○	○		○			14,666		4月 医療機関コードの変更	
447	1611911445	さくはなファミリークリニック	939-0319	射水市東太閤山3-87	0766-54-5833	○		○	○		○						4月 新規開業
174	1610120063	にしだ内科クリニック	931-8325	富山県富山市城川原1-17-27	076-482-4601	○		○	○	△	○						5月 医療機関コードの変更
352	1610214387	医療法人社団福田医院	933-0035	富山県高岡市新横町1245	0766-25-6060	○		○	○	△	○						5月 医療機関コードの変更、医療機関名の変更
448	1610214379	ひだまりクリニック	933-0826	富山県高岡市佐野845-1	0766-30-3309	○		○	○	△	○						5月 新規開業
449	1611911460	尾島クリニック	934-0015	富山県射水市桜町16-18	0766-84-8552	○		○	○		○						5月 新規開業
217	1610112557	万見内科医院	931-8333	富山県富山市蓮町2丁目3番22号	076-438-2235	○		○	○	△	○		○		14,666		5月 医療機関の削除

※1 「集団健診（指定日健診）」：医療機関（健診センターで実施する場合を含む。）、市町村保健センター、公民館等の施設や検診車で行う形態で、決められた日に特定の場所で実施するもの。（個別健診に該当しないもの。）

「個別健診（予約なし健診）」：医療機関の施設で行う形態で、一般の外来患者と同様に、健診の日時を定めず実施するもの。

（受診者が診察を目的として来院している患者に混じって特定健康診査を実施する形態）

※2 実施機関において実施できる項目に「○」、再委託による実施項目に「△」が記載されている。

※3 初回分割面接を受託する実施機関については、特定健康診査を受託し、かつ特定保健指導の「動機付け支援」及び「積極的支援」を受託する実施機関のみとなる。